

保存版

～廃棄物処理施設を設置する事業場のみなさんへ～

産業廃棄物処理施設設置について

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要 第3部)

平成29年8月

ご相談・報告提出先は

尼崎市経済環境局

産業廃棄物対策担当

〒660-8501

尼崎市東七松町1-23-1

TEL 06-6489-6310

FAX 06-6489-6300

まで

目 次

I 産業廃棄物処理施設	
1 産業廃棄物の処理	1
2 産業廃棄物処理施設	1
産業廃棄物処理施設一覧	2
II 産業廃棄物処理施設許可申請	
1 産業廃棄物処理施設の許可手続き	5
2 産業廃棄物処理施設設置許可申請	7
3 生活環境影響調査	8
III 産業廃棄物処理施設設置者の責務	
1 定期検査	9
2 維持管理基準の遵守	10
3 施設の維持管理に関する事項の記録・閲覧	10
4 施設の維持管理に関する情報の公開	11
5 周辺地域への配慮	11
6 処理施設の事故時の措置	12
7 自社処理に係る帳簿の備付け・保存	12
8 管理体制の整備	13
(1) 産業廃棄物処理責任者の選任	13
(2) 技術管理者の選任	14
産業廃棄物処理施設技術管理者の資格	14
IV 処理施設使用開始後の施設の届出等	
1 産業廃棄物処理施設変更許可申請	16
2 産業廃棄物処理施設軽微変更等届	17
3 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請	17
4 合併・分割認可申請	17
V 産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準)及び維持管理の技術上の基準	
1 共通基準	18
2 個別基準	19
VI 立入検査・行政処分	
1 立入検査	35
2 行政処分	35
3 罰則	35
VII 届出、報告、申請書様式	
1 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	36
2 産業廃棄物処理責任者設置(変更)報告書	37
3 廃棄物処理施設技術管理者設置(変更)報告書	38
4 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	39
5 廃棄物処理施設使用開始報告書	40
6 産業廃棄物処理施設定期検査申請書	41

I 産業廃棄物処理施設

1 産業廃棄物の処理

現在、地球温暖化・オゾン層の破壊、砂漠化、生態系の破壊等の様々な地球環境問題が生じています。私たちの毎日の生活や経済活動に伴って発生する大量の廃棄物は、大切な環境に大きな負荷をかけており、これらの地球環境問題に深く関わっていると言われています。そのため、廃棄物の処理においては、廃棄物の発生を抑制するとともに、排出する廃棄物の環境への影響が最小限になるよう処理する必要があります。

廃棄物の処理は、「最終処分」と「中間処理」の2つの種類に区分されています。最終処分には、最終的に廃棄物を自然界へ還元する「埋立処分」、「海洋投入処分」や有価物として原材料等に再利用する「再生」があります。

また、中間処理とは、無害化、減量化、安定化などを目的に最終処分に先立って行う加工工程（焼却・溶融・脱水・破碎等）のことを示します。

2 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物の最終処分や中間処理を行う施設の中でも、一定規模以上の処理能力を有するもの（以下「産業廃棄物処理施設」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、設置の際には市長の許可が必要となります（施設の種類と許可が必要となる規模については表-1のとおり）。

また、産業廃棄物処理施設の設置工事は、市長の許可後に行わなければなりません。

産業廃棄物処理施設の設置者は施設の設置にあたり、技術管理者の設置や維持管理状況の記録等、法で規定する様々な義務が発生します。

なお、産業廃棄物処理施設設置の計画がある時は、市に事前相談を行ってください。

図-1 廃棄物処理の概念図

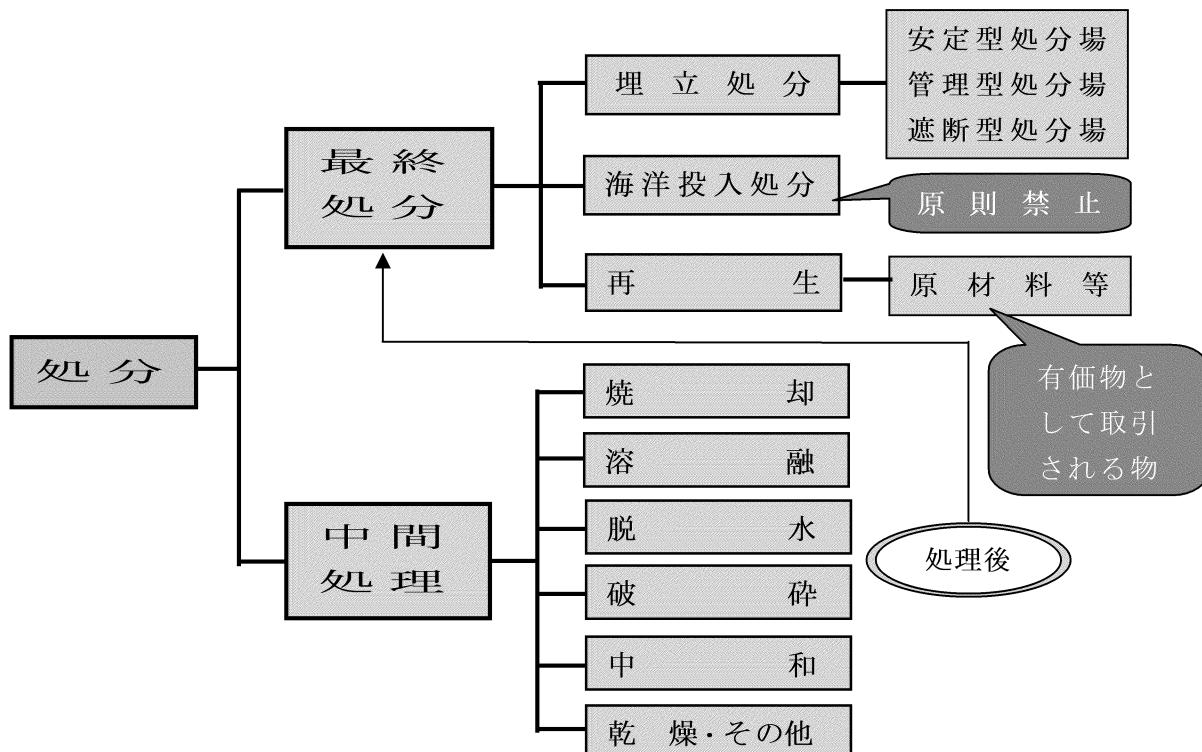


表-1 産業廃棄物処理施設一覧（廃棄物処理法施行令第7条）

産業廃棄物処理施設名		処理能力(注2)	備考
中間処理施設			
1	汚泥の脱水施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの	放流目的を除く
2	汚泥の乾燥(機械乾燥)施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの	
	汚泥の天日乾燥施設	処理能力が100m ³ /日を超えるもの	
3	汚泥の焼却施設	イ 処理能力が5m ³ /日を超えるもの ロ 処理能力が200kg/時以上のもの ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの	左記のいずれかに該当するもの
4	廃油の油水分離施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの	放流目的を除く
5	廃油の焼却施設	イ 処理能力が1m ³ /日を超えるもの ロ 処理能力が200kg/時以上のもの ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの	左記のいずれかに該当するもの
6	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力が50m ³ /日を超えるもの	放流目的を除く
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5t/日を超えるもの	
8	廃プラスチック類の焼却施設	イ 処理能力が100kg/日を超えるもの ロ 火格子面積が2m ² 以上のもの	左記のいずれかに該当するもの
8 の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5t/日を超えるもの	
9	特定有害産業廃棄物を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべてのもの	
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべてのもの	
10 の2	廃水銀等の硫化施設	すべてのもの	
11	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設	すべてのもの	
11 の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべてのもの	
12	廃ポリ塩化ビフェニル等の焼却施設	すべてのもの	
12 の2	廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設	すべてのもの	
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物等の洗浄施設又は分離施設	すべてのもの	
13 の2	その他の産業廃棄物の焼却施設	イ 処理能力が200kg/時以上のもの ロ 火格子面積が2m ² 以上のもの	3、5、8、12の施設を除く
最終処分場			
14	イ 有害な産業廃棄物の埋立処分場(遮断型最終処分場)	すべてのもの	
	ロ 安定型産業廃棄物(注1)の埋立処分場(安定型最終処分場)	すべてのもの	
	ハ 上記以外の産業廃棄物の埋立処分場(管理型最終処分場)	すべてのもの	

(注1) : 安定型処分場で処理できる産業廃棄物とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類で、有機物質、油分および有害物質を含有または付着していないものです。これらを安定型産業廃棄物といいます。

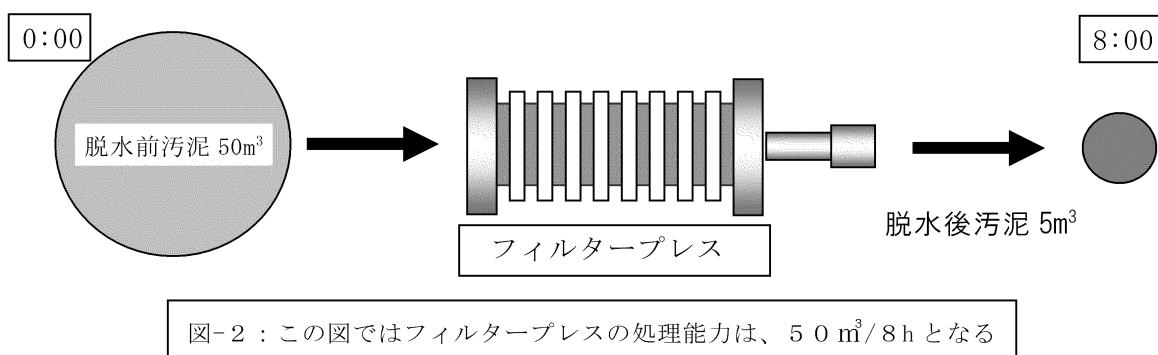
(注2)：処理能力とは、

ア 中間処理施設（再生施設を含む。）

処理能力とは、その処理施設で処理が可能な廃棄物の最大量で判断します。

例：下の図のフィルタープレスは、1日（8時間稼働）で 50 m^3 の汚泥（泥水）を脱水し、 5 m^3 の脱水汚泥ケーキにします。この場合、このフィルタープレスは、 $50\text{ m}^3/\text{日}(8\text{h})$ の能力を有する施設と捉えることができます。（パンフレット等では、処理の結果生じる廃棄物量（この例の場合だと 5 m^3 ）を能力としている場合があるので注意してください。）脱水機以外の処理施設でも同様の扱いになります。

※ 焼却炉、破碎機の場合は投入する廃棄物量



◎ 能力算定に用いる稼働時間とは

処理施設の能力は1日あたりの定格標準能力で示します。

- ① 実稼働時間が8時間未満の場合 稼働時間を8時間とした定格標準能力
② 実稼働時間が8時間以上の場合 実稼働時間の定格標準能力

※ 注意：将来稼働時間を延長する可能性がある場合は、それをふまえた最大能力で申請して下さい。稼働時間の延長によって処理能力が増加し、新たに変更許可が必要になることがあります。

図-3：処理施設の稼働時間についての考え方

◎ 定格標準能力とは

処理能力は一般的には〔施設の稼働時間〕×〔定格標準能力〕で計算しますが、定格標準能力は施設設置者が処理する廃棄物での処理能力値を用います。処理機器のカタログ値はメーカーの考えた標準的な廃棄物で算出したものであり、実際の能力と異なる場合が多くありますので、注意して下さい。

◎ 1つの処理施設で2種類以上の産業廃棄物を処理する場合の処理能力とは

個々の廃棄物を同時あるいは別々に焼却する、しないにかかわらず、それぞれの産業廃棄物を単独に焼却した場合の公称能力でもって表します。

例：1つの焼却施設で廃プラスチック類と廃油を焼却する場合

- ・ 廃プラスチック類の焼却施設 能力X
- ・ 廃油の焼却施設 能力Y

能力X、Yはそれぞれ単独で焼却することが可能な廃棄物の最大量。

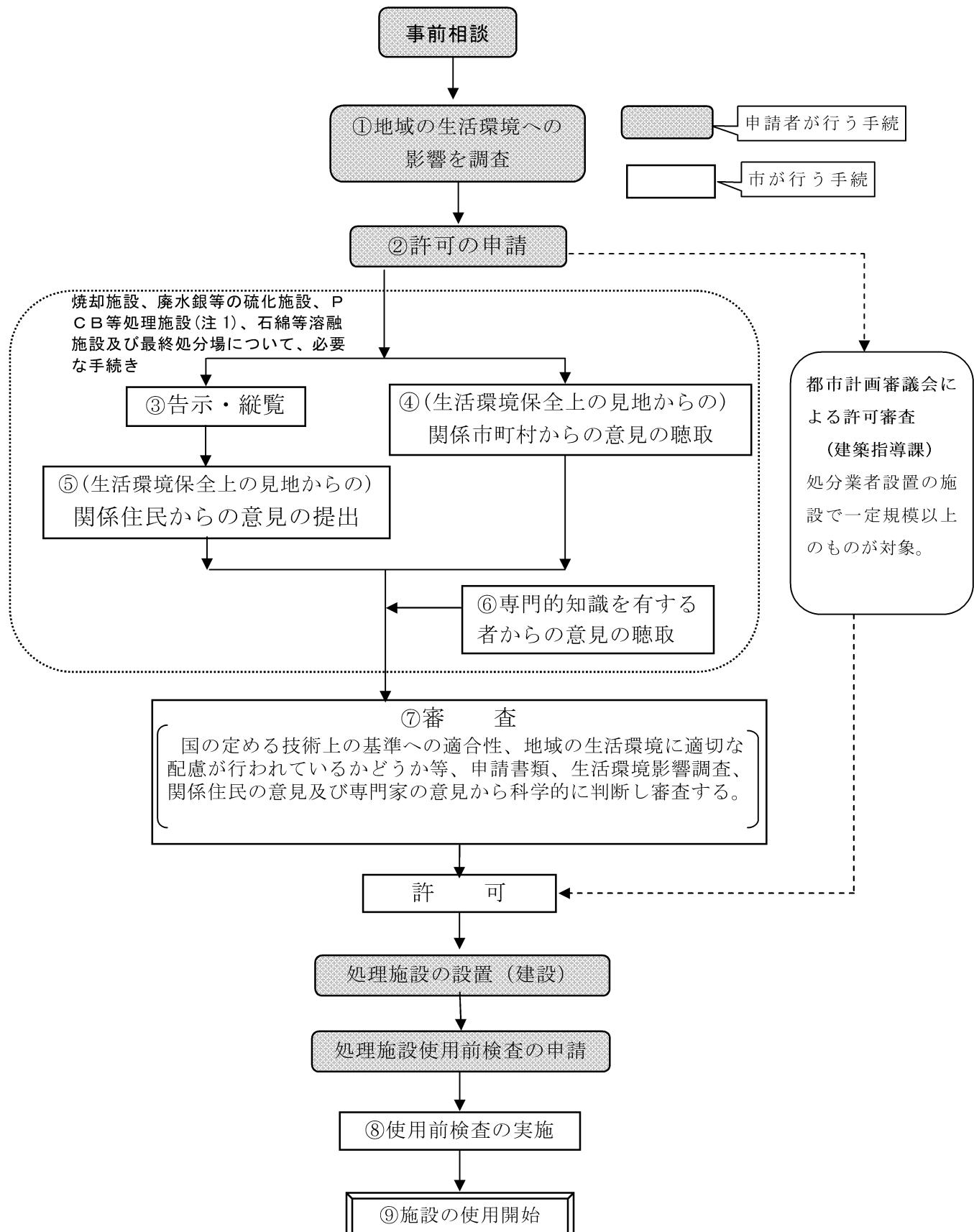
イ 最終処分場

処理能力は、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積・埋立容量となります。

II 産業廃棄物処理施設設置許可申請

1 産業廃棄物処理施設の許可手続き

図-4 産業廃棄物処理施設の許可手続きフロー



(注1) : P C B等処理施設とは、廃P C B等の焼却・分解・洗浄・分離施設のこと。

① 地域の生活環境への影響を調査

産業廃棄物処理施設設置・変更許可申請の際、申請書に当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類「生活環境影響調査書」を添付しなければなりません。そのため、許可の申請に先立ち、地域の生活環境への影響を調査することとなります。調査すべき事項は、当該処理施設設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響として、大気汚染・水質汚濁・悪臭・騒音・振動等の現況、予測、評価の調査を行います。

② 許可の申請

産業廃棄物処理施設設置許可の申請を行う場合、法に定める申請書および添付書類を提出しなければいけません。

③ 告示・縦覧（焼却施設・最終処分場・PCB 等処理施設・石綿等溶融施設・廃水銀等硫化施設のみ）

産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境影響調査書を1ヶ月間、公衆に縦覧します。

④ 関係住民からの意見の提出（焼却施設・最終処分場・PCB 等処理施設・石綿等溶融施設・廃水銀等硫化施設のみ）

関係住民（当該産業廃棄物処理施設設置について利害を有する住民）は、縦覧終了後2週間以内に当該産業廃棄物処理施設設置に関する生活環境保全上の見地からの意見を市に提出することができます。

⑤ 関係市町村からの意見の聴取（焼却施設・最終処分場・PCB 等処理施設・石綿等溶融施設・廃水銀等硫化施設のみ）

当該産業廃棄物処理施設設置に関する生活環境保全上の見地からの意見を関係市町村から聴取します。

⑥ 専門的知識を有する者からの意見の聴取（焼却施設・最終処分場・PCB 等処理施設・石綿等溶融施設・廃水銀等硫化施設のみ）

廃棄物処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について、専門的知識を有する者（学識経験者）から、当該産業廃棄物処理施設について国の定める技術上の基準への適合性、地域の生活環境に適切な配慮が行われているかどうかについて、意見を聴取します。

⑦ 審査

市は、当該産業廃棄物処理施設について、国の定める技術上の基準^(注2)への適合性、地域の生活環境に適切な配慮が行われているかどうか等、申請書類、生活環境影響調査、関係住民の意見及び専門家の意見を基に審査し、許可・不許可を判断します。

(注2)：国の定める技術上の基準は、18頁からの「V 産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準」を参照してください。

⑧ 使用前検査

建設された産業廃棄物処理施設が、法で定める基準を満たしているか、許可申請どおりの施設であるか、市が検査を行います。（産業廃棄物処理施設使用前検査申請書規則様式第19号(39頁)参照）

なお、この使用前検査に合格しなければ、施設を使用することはできません。

⑨ 使用開始報告

産業廃棄物処理施設の使用を開始した際には、すみやかに処理施設使用開始報告書(40頁)を提出してください。

2 産業廃棄物処理施設設置許可申請(法第15条第2項)

産業廃棄物処理施設設置許可の申請を行う場合、次に掲げる事項を記載した申請書および添付書類を提出しなければいけません。

- ・氏名、名称、住所、(法人の場合はその代表者の氏名)
- ・産業廃棄物処理施設の設置の場所
- ・産業廃棄物処理施設の種類
- ・産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- ・産業廃棄物処理施設の処理能力
- ・産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- ・産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画 等

(添付書類)

- ・生活環境影響調査書
- ・当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- ・最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- ・最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあっては、処理工程図
- ・当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図
- ・当該産業廃棄物処理施設の構造の分かる平面図、立面図、構造図
- ・当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ・申請者が欠格事項に該当しない旨の誓約書
- ・申請者に廃棄物処理法施行令(以下、「令」という。)第6条の10に規定する使用者がいる場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書^(注3)

<法人の場合>

- ・直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- ・役員の住民票の写し及び登記事項証明書
- ・発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

<個人の場合>

- ・資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・住民票の写し及び登記事項証明書 等

(注3)：登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書(被後見人・被保佐人に登記されていないことの証明)

3 生活環境影響調査(法第15条第3項)

法が改正され、平成10年6月17日から許可の申請が必要な全ての廃棄物処理施設に、地域環境に配慮するために周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査「生活環境影響調査」の実施が義務づけられました。

「生活環境影響調査」とは、周辺地域における生活環境(具体的には、大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水)の現況を把握し、設置する廃棄物処理施設が地域の生活環境にどのような影響を及ぼすのかを把握する環境調査です。

生活環境影響調査の基本的な流れは、図-5のとおりです。

(1) 調査事項の整理

調査事項は、産業廃棄物処理施設の稼動、当該施設に処理する搬出・保管によって発生する大気汚染・騒音・振動・悪臭・水質汚濁です。

各調査事項の具体的な項目(例:大気汚染の場合、二酸化硫黄・二酸化窒素・ばいじんなどの項目です。以下「生活環境影響項目」という。)は、産業廃棄物処理施設の種類・規模、処理する廃棄物の種類・性状、地域特性を検討して、調査が必要な生活環境影響項目を申請者が選定します。

また、産業廃棄物処理施設の構造上の特性・地域特性から、影響が発生しないと考えられる調査事項については、調査を実施する必要はありません。ただし、この場合は、調査の必要がないと判断した理由を記載しなければなりません。

(2) 調査対象地域の設定

調査対象地域は、施設の種類・規模、立地場所の気象・水象などの自然的条件、土地の利用状況などの社会的条件を考慮して、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として申請者が設定します。

(3) 現況把握

現況把握は、周辺地域における生活環境影響項目の現況、予測に必要な自然的・社会的状況の現況を把握するため、原則として既存の文献・資料から行ってよいこととなっています。

しかし、既存の文献・資料から把握では不十分な場合は、現地調査を行わなければなりません。

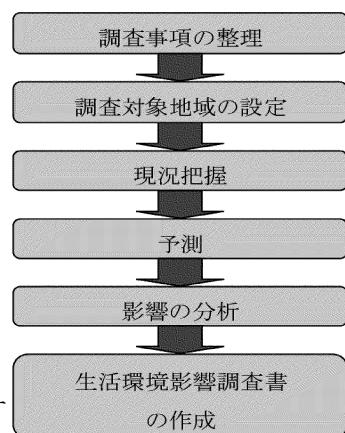
なお、現況把握を行う調査地点は、調査対象地域内において、地域を代表する地点、影響が大きくなると想定される地点、人家等影響を受けるおそれのある地点などのなかから適切な地点を選定します。

また、現況把握の時期・期間は、生活環境影響調査項目の特性に応じて、把握すべき情報の内容、地域特性等を考慮して適切かつ効果的な時期・期間を設定しますが、気象・水象については、年間を通じて変化を把握できる程度の調査を行います。

(4) 予測

生活環境影響調査の予測は、生活環境影響調査項目の変化の程度とその範囲を把握するため、計画されている対象施設の構造・維持管理を前提として、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行います。

図-5 生活環境影響調査のフロー



(5) 影響の分析

生活環境影響の分析は、処理施設の設置による影響の程度を、環境基準等の目標・基準値と予測値と対比してその整合性を検討します。

(6) 生活環境影響調査書の作成

生活環境影響調査の結果については、次の内容を記載した生活環境影響調査書として取りまとめます。

- ① 設置しようとする処理施設の種類・規模、処理する廃棄物の種類を考慮し選定した生活環境影響調査項目
- ② 生活環境影響調査項目の現況とその把握の方法
- ③ 周辺地域の生活環境に及ぼす影響を予測するために把握した気象、水象その他自然的条件・人口・土地の利用状況などの社会的条件の現況とその把握の方法
- ④ 当該処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目の変化の程度・その影響の及ぶ範囲とその予測の方法
- ⑤ 当該処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- ⑥ 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、生活環境影響項目に選定しなかったものとその理由
- ⑦ その他当該処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

(7) モニタリング

産業廃棄物処理施設にあたっては、生活環境影響調査による事前の手続きとともに、施設供用後のモニタリングが重要です。モニタリングについては、法で規定する維持管理基準にその実施が義務づけられているとともに、施設設置者が自ら維持管理の計画を定め、実施していくことが求められています。

III 産業廃棄物処理施設設置者の責務

1 定期検査(法第15条の2の2)

産業廃棄物処理施設(焼却施設、PCB等処理施設、石綿等溶融施設、廃水銀等硫化施設、最終処分場に限る。)の設置者は、5年3か月以内ごとに、当該産業廃棄物処理施設が法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準(構造基準)に適合しているかについて、市長の検査を受けなければなりません。

(1) 定期検査の申請

産業廃棄物処理施設定期検査申請書(規則様式第20号の2(41頁))を市長に提出してください(概ね、受検期限の3か月前までに)。

(2) 検査内容(受検期限内に市が立入検査)

ア 設置(変更)の許可の際に提出された書類、図面等と実際の施設の構造に相違がないか。
イ 技術上の基準に適合しているか。

(3) 結果の通知

市が定期検査結果通知書(規則様式第20号の3)を交付。

→技術上の基準に適合していないことが明らかになった場合は、基準に適合するよう指導します。

2 維持管理基準の遵守（法第 15 条の 2 の 3 第 1 項）

産業廃棄物処理施設の設置者は、法に規定する維持管理の技術上の基準(p. 18～p. 34 参照)等に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければなりません。

3 施設の維持管理に関する事項の記録・閲覧

(1) 産業廃棄物処理施設の設置者

施設の維持管理記録については、以下の項目について記載し、3年間保存しなければなりません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下、「規則」という。)第 12 条の 6 第 9 号(維持管理基準))

- ・受け入れる廃棄物の性状の分析又は計量の結果
- ・施設に異常な事態が生じたときは、その日時、状況及び実施した措置の内容
- ・施設の定期点検及び機能検査の結果
- ・施設に係る放流水の水質検査結果
- ・法第 21 条の 2 第 1 項に規定する応急の措置を講じた場合については、当該措置についての記録 等

(2) 焼却施設、PCB 等処理施設、石綿等溶融施設、廃水銀等硫化施設、最終処分場の設置者

(1)に加え、焼却施設、PCB 等処理施設、石綿等溶融施設、廃水銀等硫化施設、最終処分場の設置者は以下の事項について維持管理記録を作成し、当該維持管理情報を得た月の翌月の末日までに備え置き、その日から 3 年間、産業廃棄物処理施設に備え置かなければなりません。また、周辺住民等の利害関係者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。(法第 15 条の 2 の 4・法第 8 条の 4 準用)

ア 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラの焼却施設、廃 PCB 等の焼却施設、その他産廃焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く)

- ① 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ② a 燃焼室中の燃焼ガスの温度の連続測定
 - b 集塵機に流入する燃焼ガスの温度の連続測定
 - c 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度の連続測定
 - d ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては焼成炉中の温度の連続測定
- a～d に関し、
 - ・当該測定を行った位置
 - ・当該測定の結果の得られた年月日
 - ・当該測定の結果
- ③ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日
- ④ a 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(年 1 回以上測定)
 - b ばい煙量又はばい煙濃度(SO_x、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るものに限る。)(6か月に 1 回以上測定)
 - c 廃 PCB 等の焼却施設にあっては、排ガス中の PCB 濃度(6か月に 1 回以上測定)
 - d 廃 PCB 等の焼却施設で、排水を放流する場合には放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、水素イオン濃度(6か月に 1 回以上測定)
- a～d に関し、
 - ・試料を採取した位置
 - ・試料を採取した年月日

- ・ 測定結果の得られた年月日
- ・ 測定結果

イ 管理型最終処分場

- ① 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ② 擁壁等の定期点検を行った年月日及び結果。擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置内容
- ③ 遮水工の定期点検を行った年月日及び結果。遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置内容
- ④ 最終処分場の周縁の地下水、放流水の水質検査（ダイオキシン測定も含む）に関する次に掲げる事項
 - a 地下水、放流水を採取した場所
 - b 地下水、放流水を採取した年月日
 - c 水質検査の結果の得られた年月日
 - d 水質検査の結果
- ⑤ 周縁地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合の措置を講じた年月日及び措置内容
- ⑥ 調整池の定期点検を行った年月日及びその結果。調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置内容
- ⑦ 浸出液処理設備の機能の状態の定期点検を行った年月日及びその結果。機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び措置内容。
- ⑧ 防凍措置状況点検の年月日及びその結果。異常が認められた場合の措置を講じた年月日及び措置内容
- ⑨ 残余埋立容量（1年に1回以上測定）の測定を行った年月日及びその結果

ガス化改質方式の焼却施設、電気炉等を用いた焼却施設、石綿溶融施設、廃水銀等硫化施設、PCB 分解施設、PCB 汚染物洗浄・分離施設、遮断型最終処分場及び安定型最終処分場に関しては規則参照のこと。

4 施設の維持管理に関する情報の公開（法第 15 条の 2 の 3 第 2 項）

産業廃棄物処理施設（焼却施設、PCB 等処理施設、石綿等溶融施設、廃水銀等硫化施設、最終処分場に限る。）の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する前項(2)の事項について、当該維持管理情報を得た月の翌月の末日から 3 年間、インターネットにより公表しなければなりません。（連続測定データ等、インターネットでの公表が困難な場合は、求めに応じて CD-ROM の配布や、紙媒体での記録を事業場で閲覧させる等により公表してください。）

5 周辺地域への配慮（法第 15 条の 4(法第 9 条の 4 準用)）

産業廃棄物処理施設の設置者は当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとすると規定されています。

産業廃棄物処理施設が生活環境に悪影響を与えないようにするため、施設の設置等の許可制、使用前検査、生活環境保全上の条件の付与、施設の定期検査、維持管理基準の遵守義務が定められており、これらが適正になされ、生活環境保全上支障のないことを前提とした上で、生活環境の保全に、なお一層の配慮をしなければならないとされています。更に生活環境の保全のみでなく、一歩進んで生活環境の増進についても、一定の配慮をなすべき責務を負うこととされています。このことは周辺住民の理解を得やすく

し、施設の設置を進める上でも重要なこととなっています。

この配慮についての具体的な内容は、個々の施設の状況により異なりますが、例えば廃棄物処理施設の運転に伴い、周辺地域の生活環境の保全上支障が生じないように維持管理を徹底すること、廃棄物処理施設の周辺に緑地等を整備するなど環境整備を図ること等があげられます。

6 処理施設の事故時の措置（法第 21 条の 2）

- (1) 産業廃棄物処理施設及び以下の施設の設置者は、当該施設において破損その他の事故が発生し、処理する廃棄物又は汚水若しくは気体の飛散、流出、地下浸透又は発散により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに、支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。
- ア 焼却設備が設けられている処理施設であって焼却設備の1時間当たりの処理能力が50kg以上又は火床面積が0.5m²以上のもの
 - イ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の溶融設備、廃プラスチック類の固体燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1t以上のもの
 - ウ 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1m³以上のもの
- (2) 市長は、応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。

7 自社処理に係る帳簿の備付け・保存（法第 12 条第 13 項）

事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者等は毎月末までに、前月中における以下の記載事項について帳簿に記載し、1年ごとに閉鎖、閉鎖後5年間保存しなければなりません。（表－2）

表－2 産業廃棄物の自社処理に係る帳簿備付け義務対象者及び帳簿記載事項

対象者	記載事項	
自社の産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者	当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに	
自社の産業廃棄物を処理するために、上記以外の産業廃棄物の焼却施設を設置している事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・処分年月日 ・処分方法ごとの処分量 ・処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量 	
その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行なう事業者	産業廃棄物の種類ごとに	
	運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ・運搬年月日 ・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
	処分	<ul style="list-style-type: none"> ・当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ・処分年月日 ・処分方法ごとの処分量 ・処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

* 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係る場合は、別途、その旨、明らかにすること。

8 管理体制の整備

法では、産業廃棄物処理責任者、技術管理者の制度を設けて産業廃棄物処理施設を設置している事業所における管理体制を整備することを義務付けています。

(1) 産業廃棄物処理責任者の選任（法第12条第8項）

産業廃棄物処理施設(自社処理施設に限る。)が設置されている事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、その産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を選任する必要があります。設置者が自ら処理責任者となることも可能です。

ア 職務内容等

処理責任者には、資格要件は定められていませんが、事業場内の産業廃棄物処理に関する業務に直接又は間接に携わり、処理が適切に行われるようとする責任ある立場の者を選任することとされています。また、職務内容についても特に定められていませんが、次のような業務が挙げられます。

- ① 産業廃棄物の計画的な処理に関すること。
- ② 産業廃棄物処理施設の設置及び管理に関すること。
- ③ 産業廃棄物の処理の委託に関すること。
- ④ 産業廃棄物の処理についての記録の作成及び保存に関すること。

イ 報告

産業廃棄物処理責任者を設置・変更した場合は、すみやかに産業廃棄物処理責任者設置(変更)報告書(37頁)を市に提出してください。

(2) 技術管理者の選任 (法第 21 条)

産業廃棄物処理施設の設置者は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を選任する必要があります。設置者自ら技術管理者となることも可能です。

ア 業務内容

- ① 処理施設の適正な維持管理に関する技術上の業務に関すること。
- ② 処理施設の維持管理の事務に従事する他の職員を監督すること。

イ 報告

技術管理者を設置・変更した場合は、すみやかに処理施設技術管理者設置(変更)報告書(38 頁)を市に提出してください。また当該報告書には産業廃棄物処理施設技術管理者の資格を有することを証明する書類(表-4)を添付してください。

ウ 資格 (規則第 17 条)

資格については、表-3 を参照してください。

表-3 産業廃棄物処理施設技術管理者の資格

	資 格(学歴)	課 程	修 了 科 目	(注1) 要 件
①	技術士 (注2) (化学部門・水道部門・衛生工学部門)			—
②	2年以上環境衛生指導員 (注3) の職にあった者			—
③	技術士 (①以外の部門)			1年以上的 実務年数
④	大学 理学・薬学 工学・農学	衛生工学、化学工学又は 土木工学※ (※旧制大学の場合)	科目を修了	2年以上的 実務年数
⑤	大学 理学・薬学 工学・農学 又は相当課程	衛生工学、化学工学又は 土木工学※ (※旧制大学の場合)	以外の 科目を修了	3年以上的 実務年数
⑥	短期大学 高等専門学校 理学・薬学 工学・農学 又は相当課程	衛生工学、化学工学又は 土木工学※ (※旧制専門学校の場合)	科目を修了	4年以上的 実務年数
⑦	短期大学 高等専門学校 理学・薬学 工学・農学 又は相当課程	衛生工学、化学工学又は 土木工学※ (※旧制専門学校の場合)	以外の 科目を修了	5年以上的 実務年数
⑧	高等学校 中等教育学校 土木科・化学科 又は相当課程			6年以上的 実務年数
⑨	高等学校 中等教育学校 理学科・工学科 農学科 又は相当課程			7年以上的 実務年数
⑩	学歴は不問			10年以上的 実務年数
⑪	上記の①から⑩と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者 (注4)			—

(注1) : 実務年数 : 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した期間を示します。

(注2) : 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士

(注3) : 環境衛生指導員 : 法第 20 条で定められた者ことを示します。

参考 法第 20 条「環境衛生指導員とは都道府県、政令で定める市の職員であって、かつ規則第 16 条に定める資格を有しており、都道府県知事、市長により任命された者を示します。」

(注4) : 同等以上の知識とは : 一般財団法人 日本環境衛生センター (注5) が行う

「産業廃棄物処理施設技術管理者認定講習」の受講修了者については同等と認めます。また、従前の大蔵認定講習会修了者も同等と認めます。

(注5) : 一般財団法人 日本環境衛生センター

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 TEL 044(288)4919

表-4 産業廃棄物処理施設技術管理者の資格を有することを証明する書類

資格番号	実務從事 証明書	卒業 証明書	履修科目 証明書	①～⑩と同等以上の知識 を有することを証する書類	
①	不要 (但し、技術士会の登録証の写しが必要)				
②		不要	不要	不要	
③	○	不要 (但し、技術士会の登録証の写しが必要)			
④⑥	○	○	○	不要	
⑤⑦⑧⑨	○	○	不要	不要	
⑩	○	不要	不要	不要	
⑪	不要	不要	不要	○	

備考1 実務從事証明書：書式は自由ですが、証明書には、廃棄物の処理に関する技術上の実務に関する以下の内容が必ず含まれている必要があります。

- (1) 実務を行っていた事業所名
- (2) 実務を行っていた事業所の住所・電話番号
- (3) 廃棄物の処理に関する技術上の実務の内容（具体的に）
- (4) 実務の期間（期間及び年数を記入）
- (5) 証明年月日及び証明を行う事業場の代表者の印

2 卒業証明書：卒業証明書(原本)を添付してください。卒業証書の写しは無効です。大学院の修了証明書も無効です。ご注意下さい。

3 履修科目証明書：履修科目証明書（原本）を添付して下さい。（コピー不可）

4 ①～⑩と同等以上の知識を有することを証する書類：一般財団法人 日本環境衛生センターが行なう「産業廃棄物処理施設技術管理者認定講習」の受講終了証のコピー

実務從事証明書（例）

- 1 氏名 ○ □ △ ◇
- 2 事業場 ○△工業株式会社 尼崎工場
- 3 期間 平成□△年○月～平成△×年□月 (実務経験年数 ○○年)
- 4 内容 産業廃棄物処理施設である廃プラスチック類の焼却施設(能力 10t/日)の運転及び維持管理

上記の者は、自社尼崎工場において廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事したことを見ています。

平成29年8月1日

尼崎市××町1丁目2番3号
○△工業株式会社 尼崎工場
取締役工場長 尼崎 太郎

印

IV 処理施設使用開始後の施設の届出等

1 産業廃棄物処理施設変更許可申請（法第15条の2の6第1項）

設置した産業廃棄物処理施設について以下の変更を行う場合は、産業廃棄物処理施設変更許可申請を行わなければなりません。

なお、変更許可申請は、産業廃棄物処理施設設置許可申請と同様な許可申請手続きを行うこととなります。

- ① 処理する産業廃棄物の種類の変更(注1)
- ② 処理能力の10%以上増大に係る変更
- ③ 処理施設の位置変更
- ④ 処理方式の変更
- ⑤ 産業廃棄物処理施設の種類に応じた次の設備に係る変更
 - ・ 汚泥の脱水施設 → 脱水機
 - ・ 汚泥の乾燥施設 → 乾燥設備
 - ・ 焼却施設 → 燃焼室
 - ・ 油水分離施設 → 油水分離設備
 - ・ 中和施設 → 中和槽
 - ・ 破碎施設 → 破碎機
 - ・ 汚泥のコンクリート固型化施設 → 混練設備
 - ・ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 → ばい焼室
 - ・ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 → 熱分解設備または分解槽
 - ・ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設 → 溶融炉又は破碎設備
 - ・ 廃P C B等又はP C B処理物の分解施設 → 反応設備
 - ・ P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設又は分離施設 → 洗浄設備又は分離設備
 - ・ 遮断型最終処分場 → 外周仕切設備
 - ・ 安定型最終処分場 → 擁壁又はえん堤
 - ・ 管理型最終処分場 → 遮水層又は擁壁若しくはえん堤
- ⑥ 構造及び設備の変更であって排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させる変更
- ⑦ 廃棄物処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む）、排出量の変更（ただし、排出量の変更は、量が増大する場合のみ）
- ⑧ 法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る次の事項の変更（ただし、変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減る場合を除く。）
 - ・ 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - ・ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項（ただし、測定頻度が高くなるものを除く。）
 - ・ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(注1)

1 ②～⑧の変更を伴う変更に限る。

(例) 木くずの焼却施設として許可を得ていた焼却施設において、新たに紙くずを焼

却しようとする場合、処理能力が10%以上増大がなく(規則第12条の8第1号)、処理施設の位置や処理方式の変更がなく(同第2号)、生活環境の負荷を増大させることなく(同第3号)、同第4号、同第5号にも該当しない場合は、変更許可にはあたらない。

- 2 処理する産業廃棄物を変更して、新たに令第7条のいずれかの号に掲げる施設に該当することとなる場合は、従前の許可に加えて新たに該当することとなる施設について許可を受けることが必要となる。

たとえば、廃プラスチック類の焼却施設で、新たに汚泥を焼却する場合(1日当たりの処理能力が5m³を越えるものに限る)は汚泥の焼却施設の新規許可となる。

2 産業廃棄物処理施設軽微変更等届(法第15条の2の6第3項(法第9条第3項準用))

産業廃棄物の処理施設の設置者は以下の軽微な変更等を行った場合は産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書(規則様式第23号(36頁))に変更事項・変更理由等を記載して、必要な書類を添付し遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

- ① 前述の変更許可に係る変更以外の変更(軽微な変更)
- ② 産業廃棄物処理施設設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 焼却施設及び水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設にあっては焼却灰等の処分方法
- ④ 油水分離施設(令第7条第4号)、中和施設(第6号)、シアン化合物の分解施設(第11号)にあっては汚泥等の処分方法
- ⑤ 廃水銀等硫化施設(令第7条第10号の2)にあっては廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- ⑥ 廃石綿等の溶融施設(令第7条第11号の2)にあっては廃石綿等の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- ⑦ 産業廃棄物の最終処分場にあっては、埋立て処分の計画及び災害防止のための計画
- ⑧ 当該産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- ⑨ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- ⑩ 産業廃棄物処理施設設置者に係る次に掲げる者の変更
 - ア 法第14条第5項第2号ハに規定する法定代理人
 - イ 法第14条第5項第2号ニに規定する役員
 - ウ 発行済株式総数の5／100以上の株式を有する株主又は出資の額の5／100以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 令第6条の10に規定する使用人
- ⑪ 施設の使用休止・再開・廃止を行ったとき

3 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請(法第15条の4(法第9条の5準用))

産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする場合は市長の許可が必要です。

産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第26号)に必要書類を添付し許可申請を行ってください。

4 合併・分割認可申請(法第15条の4(法第9条の6準用))

産業廃棄物処理施設設置者である法人が、合併(設置者である法人が、合併後の存続法人となる場合を除く。)又は分割する場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が当該産業廃棄物処理施設の地位を承継するためには、市長の認可が必要です。合併・分割認可申請書(様式第27号)に必要書類を添付し提出してください。

V 産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準) 及び維持管理の技術上の基準

1 共通基準

施設の種類	技術上の基準(構造基準) (規則第 12 条)	維持管理の技術上の基準 (規則第 12 条の 6)
全ての処理施設	<p>1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。</p> <p>5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</p> <p>6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。</p>	<p>1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p> <p>2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第 21 条の 2 第 1 項に規定する応急の措置を含む。) の記録を作成し、3 年間保存すること。</p>

2 個別基準

施設の種類	技術上の基準(構造基準) (規則第12条の2)	維持管理の技術上の基準 (規則第12条の7)
汚泥の脱水施設	施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	1 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。 2 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
汚泥の乾燥施設 (天日乾燥施設を除く。)	施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	1 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。 2 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的に煙に関する検査を行うこと。
汚泥の天日乾燥施設	1 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。 2 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。	定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
焼却施設（ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）	1 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置（熱回収認定施設の場合は外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置）が設けられていること。（＊処理能力2t/h未満の焼却施設を除く。） 2 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 (1) 燃焼ガスの温度が800°C（廃PCBの焼却施設にあっては、1,100°C（低濃度PCBにあっては850°C））以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。 (2) 燃焼ガスが、800°C（廃PCBの焼却施設にあっては、1,100°C（低濃度PCBにあっては850°C））以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。 3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 4 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200°C以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200°C以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 5 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（4のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	1 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 2 燃焼室へのごみの投入は、熱回収認定施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行なうこと。（＊処理能力2t/h未満の焼却施設を除く。） 3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800°C（廃PCBの焼却施設にあっては、1,100°C（低濃度PCBにあっては850°C））以上に保つこと。 4 焼却灰の熱しやすく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。 5 廃PCBの焼却施設にあっては、次によること。 (1) 燃え殻を令第6条の5第1項第3号チ又は同号リ(2)の環境省令で定める基準に適合させること。 ※ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令第3条第7項及び第8項 ・PCB検液が0.003mg/L以下であること。 (2) 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のPCBの濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (3) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 6 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 7 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 8 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること

	こと	
6	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。	9 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200°C以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200°C以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
7	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	10 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（9のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
8	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	11 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
9	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。 (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。 (2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。 イ ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。 ロ 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。 (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。 イ 焼成炉中の温度が1,000°C以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。 ロ 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。 (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	12 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3か月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。
10	廃油の焼却施設及び廃P C B等及びP C B処理物の焼却施設は、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	13 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 14 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第3の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 【別表第3】 焼却能力 ダイオキシン類濃度 (時間当たり) (ng-TEQ/m ³) 4t以上 0.1 2t以上4t未満 1 2t未満 5 15 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び塗素酸化物に係るものに限る。）を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 16 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 17 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 18 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、規則第4条第1項第7号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。 19 ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。 20 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1,000°C以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

		<p>21 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>22 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>23 廃油の焼却施設及び廃P C B等又はP C B処理物の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第5項第2号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>
焼却施設 (ガス化改質方式)	<p>1 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。</p> <p>(1) ガス化設備内を廃棄物のガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>(2) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>2 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。</p> <p>(1) ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(2) 外気と遮断されたものであること</p> <p>(3) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>3 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>4 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね200°C以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200°C以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない</p> <p>5 除去設備に流入する改質ガスの温度（4のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること</p> <p>6 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。</p> <p>7 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。</p> <p>8 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出し</p>	<p>1 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。</p> <p>2 ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。</p> <p>3 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。</p> <p>4 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>5 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね200°C以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200°C以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>6 除去設備に流入する改質ガスの温度（5のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>7 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>8 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng/m³以下となるようごみのガス化及びごみのガス化によって得られたガスの改質を行うこと。</p> <p>9 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>10 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、規則第4条第1項第7号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>11 ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>12 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1000°C以上に保つ</p>

	<p>ない構造のものであること</p> <p>(2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。</p> <p>ロ 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 焼成炉中の温度が1,000°C以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>ロ 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p>	<p>とともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>13 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>14 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p>
焼却施設 (電気炉等)	<p>1 廃棄物を焼却し、及び溶鋼(銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあっては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙燒炉を用いた焼却施設にあっては焼鉱とする。以下同じ。)を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。</p> <p>2 炉内で発生したガスが戸外へ漏れないものであること。</p> <p>3 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。</p> <p>4 集じん器に流入するガスの温度(5のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>5 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200°C以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200°C以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>6 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。</p> <p>7 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出し</p>	<p>1 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。</p> <p>2 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>3 集じん器内に流入するガスの温度(6のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>4 排ガス処理設備(製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備)にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>5 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を三か月に一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六か月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>6 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200°C以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200°C以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>7 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p> <p>8 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じ</p>

	<p>ない構造のものであること。</p> <p>(2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。</p> <p>ロ 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 焼成炉中の温度が1000°C以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>ロ 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p>	<p>ないようにすること。</p> <p>9 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>10 ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>11 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を1000°C以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>12 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>13 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p>
廃油の油水分離施設	<p>1 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するに必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>2 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>	<p>1 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第5項第2号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>2 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p>
廃酸・廃アルカリの中和施設	<p>1 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。</p>	<p>1 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。</p> <p>2 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。</p> <p>3 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>
廃プラスチック類・がれき類・木くずの破碎施設	<p>1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。</p> <p>2 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合は次によること。</p> <p>(1) 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。</p> <p>(2) 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。</p> <p>(3) 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となること。</p>	<p>1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。</p> <p>(1) 成形設備にあつては、次によること。</p> <p>イ 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。</p> <p>ロ 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行なうこと。</p> <p>ハ 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。</p> <p>ニ ハの規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなつていていることを確認すること。</p> <p>(2) 冷却設備にあつては、次によること。ただし、</p>

	<p>場合は、この限りでない。</p> <p>イ 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できること。</p> <p>ロ 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p>
(4)	<p>圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>イ 常時換気することができる構造であること。</p> <p>ロ 散水装置、消火栓その他の消防設備が設けかれていること。</p>
(5)	<p>圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合((7)に掲げる場合を除く。)にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>イ 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ロ 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>
(6)	<p>圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超える時、又は保管とのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行なう設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>イ 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p> <p>ロ 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。</p>
	<p>圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。</p> <p>ロ 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ ロ及びハの規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次によること。</p> <p>イ 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、(3)の規定の例による。</p> <p>(5) 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状が(4)の規定によりその例によるものとされた(3)イ又はロの基準に適合しない場合にあっては、必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(7) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次によること。</p> <p>イ 保管設備内を常時換気すること。</p> <p>ロ 保管期間がまたはね7日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。</p> <p>(8) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次によること。</p> <p>イ 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適當な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類</p>

	<p>(7) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行なう設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、(4)の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>イ 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ロ 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ニ 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	<p>の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ ロの規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>(9) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合((11)に掲げる場合を除く。)にあっては、次によること。</p> <p>イ 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ イの規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>(10) 圧縮固化した廃プラスチック類を第12条の2第9項第2号への規定による保管設備に保管する場合にあっては、(7)ロの規定にかかわらず、次によること。</p> <p>イ 保管設備内を定期的に清掃すること。</p> <p>ロ 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。</p> <p>ニ 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。</p> <p>ホ ハ及びニの規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>(11) 圧縮固化した廃プラスチック類を第12条の2第9項第2号トの規定による保管設備に保管する場合にあっては、(7)の規定にかかわらず、次によること。</p> <p>イ 保管設備内を定期的に清掃すること。</p> <p>ロ 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ホ ニの規定により測定した温度又は濃度についても保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>
--	---	---

		<p>のとなっていることを確認すること。</p> <p>(12)火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p> <p>(13)圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>
有害汚泥のコンクリート固型化施設	<p>1 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていること。</p>	<p>1 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。</p>
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	<p>1 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。</p> <p>(1) ばい焼温度がおおむね600°C以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。</p> <p>(2) ばい焼温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。</p> <p>3 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。</p> <p>4 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようになることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p>	<p>1 ばい焼室の温度をおおむね600°C以上にした後、汚泥を投入すること。</p> <p>2 ばい焼に当たっては、ばい焼温度を1に掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p> <p>3 ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。</p> <p>4 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること</p> <p>5 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。</p> <p>6 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p>
廃水銀等の硫化施設	<p>1 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。</p> <p>(2) 外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。</p> <p>3 排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようになることができる水銀ガス処理設備が設けられていること。</p>	<p>1 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。</p> <p>2 外気と遮断されていない反応設備にあっては、反応中は、反応設備内を負圧に保つこと。</p> <p>3 水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。</p>
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	<p>1 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 高温熱分解方式の施設にあっては、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。</p> <p>(1) 分解室の出口における炉温がおおむね900°C以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。</p>	<p>1 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 高温熱分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 分解室の出口における炉温がおおむね900°C以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。</p> <p>(2) 热分解に当たっては、分解室の出口における炉温を(1)に掲げる温度以上に保つとともに</p>

	<p>(2) 分解室の出口における炉温を速やかに (1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つ ために必要な助燃装置が設けられているこ と。</p> <p>(3) 分解室への供給空気量を調節するこ 都能够する装置が設けられていること。</p> <p>(4) 施設の煙突から排出されるガスにより生 活環境保全上の支障が生じないようにする 都能够する排ガス処理設備が設けられて いること。</p> <p>3 酸化分解方式の施設にあっては、廃酸又は 廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調 節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化 剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設 けられていること。</p>	<p>に、異常な高温とならないようすること。</p> <p>(3) 施設の煙突から排出されるガスによる生活 環境保全上の支障が生じないようにするととも に、定期的にばく煙に関する検査を行うこと。</p> <p>(4) 火災の発生を防止するために必要な措置 を講ずるとともに、消火器その他の消火設備 を備えること。</p> <p>3 酸化分解方式の施設にあっては、次によ ること。</p> <p>(1) 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、 廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供 給量を適度に調節すること。</p> <p>(2) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸 化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。</p> <p>(3) 酸化分解によって生じたガスにより周囲 の生活環境が損なわれないように必要な措 置を講ずること。</p>
廃石綿等又は石綿 含有産業廃棄物の 溶融施設	<p>1 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含 有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる 供給装置が設けられていること。ただし、廃 棄物の溶融中に廃棄物を投入することができな い溶融施設にあっては、この限りでない。</p> <p>2 次の要件を備えた溶融炉が設けられている こと。</p> <p>(1) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を 1500°C以上の状態で溶融することができる ものであること。</p> <p>(2) (1)の温度を廃石綿等又は石綿含有産業 廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つこ とができるものであること。</p> <p>(3) 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融 炉内の空気量を調節することができる設備 その他の必要な設備が設けられていること。</p> <p>3 溶融炉内の温度を間接的に把握するこ ができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定 し、かつ、記録するための装置が設けられてい ること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、か つ、連続的に測定し、かつ、記録するための装 置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>4 排気口又は排気筒から排出される排ガスに よる生活環境の保全上の支障が生じないよう にすることができる排ガス処理設備（ばいじ んを除去する高度の機能を有するものに限 る。）が設けられていること。</p> <p>5 溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。 以下「溶融処理生成物」という。）の流動状 態が確認できる設備が設けられていること。</p> <p>6 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入する ために必要な破碎を行う場合にあっては、次の 要件を備えた破碎設備が設けられていること。</p> <p>(1) 投入する廃棄物に破碎に適さないものが 含まれていないことを連続的に監視するた めに必要な措置が講じられていること。</p>	<p>1 廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は 石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気 と遮断した状態で行うこと。</p> <p>2 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含 有産業廃棄物の温度を速やかに 1500°C以上と し、これを保つこと。</p> <p>3 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含 有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処 理に必要な滞留時間を調節すること。</p> <p>4 溶融炉内の温度を間接的に把握するこ ができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、 当該温度及び当該温度から推定される溶融炉 内の温度を記録すること。ただし、第 12 条の 2 第 14 項第 3 号ただし書に規定する装置を用 いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的 に測定し、記録する場合は、この限りでない。</p> <p>5 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の 石綿の濃度を 6か月に 1 回以上測定し、か つ、記録すること。</p> <p>6 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適 合していることを確認するための試験を 6か月 に 1 回以上行い、かつ、その結果を記録すること。</p> <p>7 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生 じないようにすること。</p> <p>8 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除 去すること。</p> <p>9 溶融炉が適正に稼働していることを確認す るために、溶融処理生成物の流動状態が適正で あることを定期的に確認すること。</p> <p>10 火災の発生を防止するために必要な措置を 講ずるとともに、消火器その他の消火設備を 備えること。</p> <p>11 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入する ために必要な破碎を行う場合にあっては、次 によること。</p> <p>(1) 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含</p>

	<p>(2) 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないようには破碎設備と一体となつた集じん器が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。</p>	<p>まれていないことを連続的に監視すること。</p> <p>(2) 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。</p>
P C B 分解施設 (P C B 汚染物分解施設を除く。)	<p>1 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 処理しようとする廃P C B等又はP C B処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること</p> <p>3 脱塩素化分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 廃P C B等又はP C B処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>ロ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 廃P C B等又はP C B処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。</p> <p>4 水熱酸化分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>ロ 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>ハ 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 廃P C B等又はP C B処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。</p> <p>5 還元熱化学分解方式の施設にあっては、次</p>	<p>1 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、規則第12条の2第15項第1号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>2 脱塩素化分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 廃P C B等又はP C B処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>(2) 廃P C B等又はP C B処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。</p> <p>(3) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 廃P C B等又はP C B処理物の処理により生じた廃油中のP C B含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあっては、放流水中のP C B含有量、ノルマルキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>3 水熱酸化分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 廃P C B等又はP C B処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。</p> <p>(2) 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高压とならないようにすること。</p> <p>(3) 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 気液を分離した後の液体中に含まれるP C Bの量が0.03mg/L以下になるように処理すること。</p> <p>(5) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のP C B含有量、ノルマルキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>4 還元熱化学分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 廃P C B等又はP C B処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p>

	<p>によること。</p> <p>(1) 外気と遮断された状態で、廃P C B等又はP C B処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ロ 廃P C B等又はP C B処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。</p> <p>ハ 外気と遮断されたものであること。</p> <p>ニ 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。</p> <p>ホ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ヘ 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>イ 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>ロ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>(5) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>6 光分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 廃P C B等又はP C B処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>ロ 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。</p> <p>ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 廃P C B等又はP C B処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。</p>	<p>(2) 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようすること。</p> <p>(3) 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>(5) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(6) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>(7) 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³以下となるように処理すること。</p> <p>(8) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(9) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようすること。</p> <p>(10) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(11) 廃P C B等又はP C B処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流中のP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(12) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p> <p>5 光分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 廃P C B等又はP C B処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>(2) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つこと。</p> <p>(3) 照射される光の強度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) 反応終了後の混合物の処理（生物分解及び脱塩素化分解に限る。）については、次によること。ただし、反応終了後の混合物をP C B処理物として処理する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 反応の進行に必要な温度及び当該処理に使用する生物の量又は薬剤の濃度を保つこと。</p>
--	--	--

	<p>(3) 次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る。）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物をP C B処理物として処理する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>ロ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 当該処理設備が生物分解設備の場合にあっては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。</p> <p>7 プラズマ分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 外気と遮断された状態で、廃P C B等又はP C B処理物を反応設備に投入することができる供給施設が設けられていること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するため必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>ロ 廃P C B等又はP C B処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>ハ プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること</p> <p>ニ 外気と遮断されたものであること。</p> <p>ホ プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。</p> <p>ヘ 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。</p> <p>ト プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>チ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>イ 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素、その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>ロ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>ロ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ 処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(6) 処理により生じた廃油中のP C B含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>6 プラズマ分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 廃P C B等又はP C B処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を調節すること。</p> <p>(2) 反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。（3）において同じ。）に達した後、廃P C B等又はP C B処理物を投入し、異常な高温又は高圧にならないようにすること。</p> <p>(3) プラズマ状態を維持するために必要なガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。</p> <p>(4) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>(6) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(7) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>(8) 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³以下となるように処理すること。</p> <p>(9) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(10) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(11) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(12) 廃P C B等又はP C B処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
--	---	--

	<p>(4) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>(5) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止する能够るものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>(13) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>
P C B 汚染物分解施設（P C B 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたP C B の分解施設）	<p>1 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 処理しようとするPCB汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p> <p>3 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ PCB汚染物を破碎することができるものであること。 ロ PCB汚染物及び酸化剤等の供給量を調節することができるものであること。 <p>(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 ロ 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。 <p>ハ 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。</p> <p>4 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 供給設備は、PCB汚染物を破碎することができるものであること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するためには必要な措置が講じられていること。 ロ PCBの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 <p>ハ 外気と遮断されたものであること。</p> <p>ニ 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。</p>	<p>1 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第16項第1号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>2 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 反応器に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。</p> <p>(2) PCB汚染物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。</p> <p>(3) 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようすること。</p> <p>(4) 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) 気液を分離した後の液体中に含まれるPCBの量が0.03mg/L以下になるように処理すること。</p> <p>(6) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のPCB含有量、ルマルキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六か月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>3 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 反応設備に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。</p> <p>(2) PCB汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>(3) 反応中は、PCBの分解に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようすること。</p> <p>(4) 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>(6) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(7) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>(8) 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³以下とな</p>

	<p>ホ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ヘ 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>イ 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>ロ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>(5) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>5 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <p>イ PCB汚染物を破碎することができるものであること。</p> <p>ロ PCB汚染物の供給量を調節することができるものであること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>ロ PCBの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>ハ 外気と遮断されたものであること。</p> <p>ニ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。</p> <p>(4) 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>(5) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>るよう処理すること。</p> <p>(9) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(10) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(11) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(12) PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルベキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(13) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p> <p>4 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 反応器に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。</p> <p>(2) PCB汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>(3) 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>(4) 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>(6) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>(7) 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(8) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(9) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(10) PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルベキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>5 溶融分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 反応設備に投入するPCB汚染物を反応設備中の溶融補助剤が溶融した面に接するよう供給すること。</p> <p>(2) PCB汚染物の数量及び性状に応じ、当該PCB汚染物が溶融した状態を保つために溶融</p>
--	---	---

	<p>6 溶融分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <p>イ PCB汚染物を破碎し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。</p> <p>ロ PCB汚染物の供給量を調節することができるものであること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するため必要な措置が講じられていること。</p> <p>ロ PCB汚染物の溶融及びPCBの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>ハ 外気と遮断されたものであること。</p> <p>ニ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>イ 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>ロ 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>(5) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>補助剤の供給量を調節すること。</p> <p>(3) 反応中は、PCB汚染物の溶融及びPCBの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>(4) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(6) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>(7) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(8) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>(9) 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³以下となるように処理すること。</p> <p>(10) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(11) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(12) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>(13) PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(14) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>
PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	<p>1 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はPCBの回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するため必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸又は廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 PCB汚染物又はPCB処理物の処理に伴つて生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p> <p>3 分離方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた分離設備が設けられていること。</p> <p>イ 分離設備内をPCBの分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことが</p>	<p>1 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第17項第1号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>2 洗浄方式の施設にあつては、第15項第3号ホの規定の例によること。</p> <p>3 分離方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>(1) PCB汚染物又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、分離設備におけるPCBの分離に必要な時間を調節すること。</p> <p>(2) 分離設備内をPCBの分離に必要な温度及び圧力に保つこと。</p> <p>(3) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に</p>

	<p>できる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>ロ 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた回収設備が設けられていること。</p> <p>イ 回収設備内を分離されたPCBの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>ロ 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。</p> <p>(3) PCBの分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。</p>	<p>測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 回収設備内を分離されたPCBの回収に必要な温度に保つこと。</p> <p>(5) 回収設備の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(6) PCBの分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物(以下この号において「回収液」という。)の量を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(7) PCBの分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。</p> <p>(8) 排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(9) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>
--	---	---

VI 立入検査・行政処分

1 立入検査（法第19条）

市は、事業所に立ち入り、廃棄物処理・産業廃棄物処理施設の構造・維持管理について帳簿書類その他の物件を検査し、又は、試験用に必要な範囲において廃棄物を採取することができます。

2 行政処分（法第15条の2の7、法第15条の3）

市は、産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が技術上の基準に適合していないと認められる場合等には、その設置者に対し期限を定めて当該産業廃棄物処理施設に必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、又は当該産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消すことができます。

3 罰則（法第25条～第34条）

産業廃棄物処理施設設置者等には次表のとおり、違反の内容に応じ罰則が定められています。（抜粋）

- 罰区分 A：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
B：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
C：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
D：30万円以下の罰金

表－5 廃棄物処理施設関係罰則（抜粋）

違 反 内 容		罰 区 分
無 許 可 設 置	廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった者	A
構 造 ・ 規 模 等 無 許 可 変 更	廃棄物処理施設の構造、規模等の変更に当たって許可を受けなかった者	A
処 理 施 設 使 用 停 止 命 令 等 違 反	廃棄物処理施設の使用停止命令に従わなかった者、又は改善命令に従わなかった者	B
譲り受け・借り受け 違 反	廃棄物処理施設の譲り受け、又は借り受けに当たって許可を受けなかった者	B
欠格事由該当届出 違 反	欠格事由に該当したにもかかわらず届出をせず、又は虚偽の届出をした者	C
使 用 前 檢 査 受 檢 義 務 違 反	使用前検査を受ける前に施設を使用した者	C
事 故 時 応 急 措 置 命 令 違 反	特定処理施設の事故時の応急措置の命令に従わなかった者	C
軽 微 変 更 等 届 出 義 務 違 反	廃棄物処理施設の廃止、休止、再開、氏名の変更等の軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	D
定 期 檢 査 拒 否 妨 害 ・ 忌 避	廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	D
相 続 届 出 義 務 違 反	廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	D
産 業 廃 棄 物 処 理 責 任 者 設 置 義 務 違 反	産業廃棄物処理責任者を置かなかった者	D
技 術 管 理 者 設 置 義 務 違 反	廃棄物処理施設に技術管理者を置かなかった者	D
維 持 管 理 記 錄 ・ 備 付 け 義 務 違 反	焼却施設等を設置する事業者が維持管理状況を記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかったとき	D

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

平成 年 月 日

尼崎市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所															
産業廃棄物処理施設の種類															
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号													
変更の内容	△ 軽微な変更														
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更														
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)														
	規則第12条の10第6号に掲げる事項 (変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	<table border="1"> <tr> <td>(ふりがな) 名 称</td> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>			(ふりがな) 名 称	住 所									
(ふりがな) 名 称	住 所														
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代表人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更														
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍												
		役職名・呼称	住 所												
廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止・休止・再開の別)															
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日													
※事務処理欄															
備考															
1 ※欄は記入しないこと。															
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。															
3 「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。															
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。															

産業廃棄物処理責任者設置（変更）報告書

平成 年 月 日

尼崎市長様

事業所 〒

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理責任者を設置（変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地及び名称	<u>〒</u>					電話番号 ()
施設の種類、許可の年月日及び許可番号	昭和・平成	年	月	日	第	号
	昭和・平成	年	月	日	第	号
	昭和・平成	年	月	日	第	号
	昭和・平成	年	月	日	第	号
	昭和・平成	年	月	日	第	号
	昭和・平成	年	月	日	第	号
処理責任者の設置又は変更の年月日とその事由	平成 年 月 日 (事由)					
(フリガナ)						
設置または変更後の処理責任者の氏名	職名	氏名				
※事務処理欄 (記入しないこと)						

一般廃棄物 産業廃棄物処理施設技術管理者設置（変更）報告書

尼崎市長様

平成 年 月 日

事業所 〒
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物
産業廃棄物 処理施設技術管理者を設置（変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地及び名称	<u>〒</u>					
施設の種類、許可の年月日及び許可番号	電話番号 ()					
	昭和・平成 年 月 日 第 号					
	昭和・平成 年 月 日 第 号					
	昭和・平成 年 月 日 第 号					
	昭和・平成 年 月 日 第 号					
	昭和・平成 年 月 日 第 号					
技術管理者の設置又は変更の年月日とその事由	平成 年 月 日 (事由)					
(フリガナ)						
設置または変更後の技術管理者の氏名	職名	氏名				
技術管理者の資格	(財)日本環境衛生センター講習受講修了認定番号 第 号 (※受講修了証のコピーの添付をお願いします。)					
※事務処理欄 (記入しないこと)						

産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

平成 年 月 日

尼崎市長様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日 及び許可番号	平成 年 月 日 第 号
設置場所	
竣工の年月日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	平成 年 月 日
受付欄	

(日本工業規格 A列4番)

一般廃棄物 産業廃棄物処理施設使用開始報告書

平成 年 月 日

尼崎市長様

事業所〒
住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物
産業廃棄物処理施設を使用開始したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条

第1項の規定により、次のとおり報告します。

施設の種類	
設置場所	
届出又は許可の年月日	平成 年 月 日
許可番号	第 号
使用開始年月日	平成 年 月 日
※事務処理欄 (記入しないこと)	

様式第二十号の二（第十二条の五の二関係）

産業廃棄物処理施設定期検査申請書

平成 年 月 日

尼崎市長殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

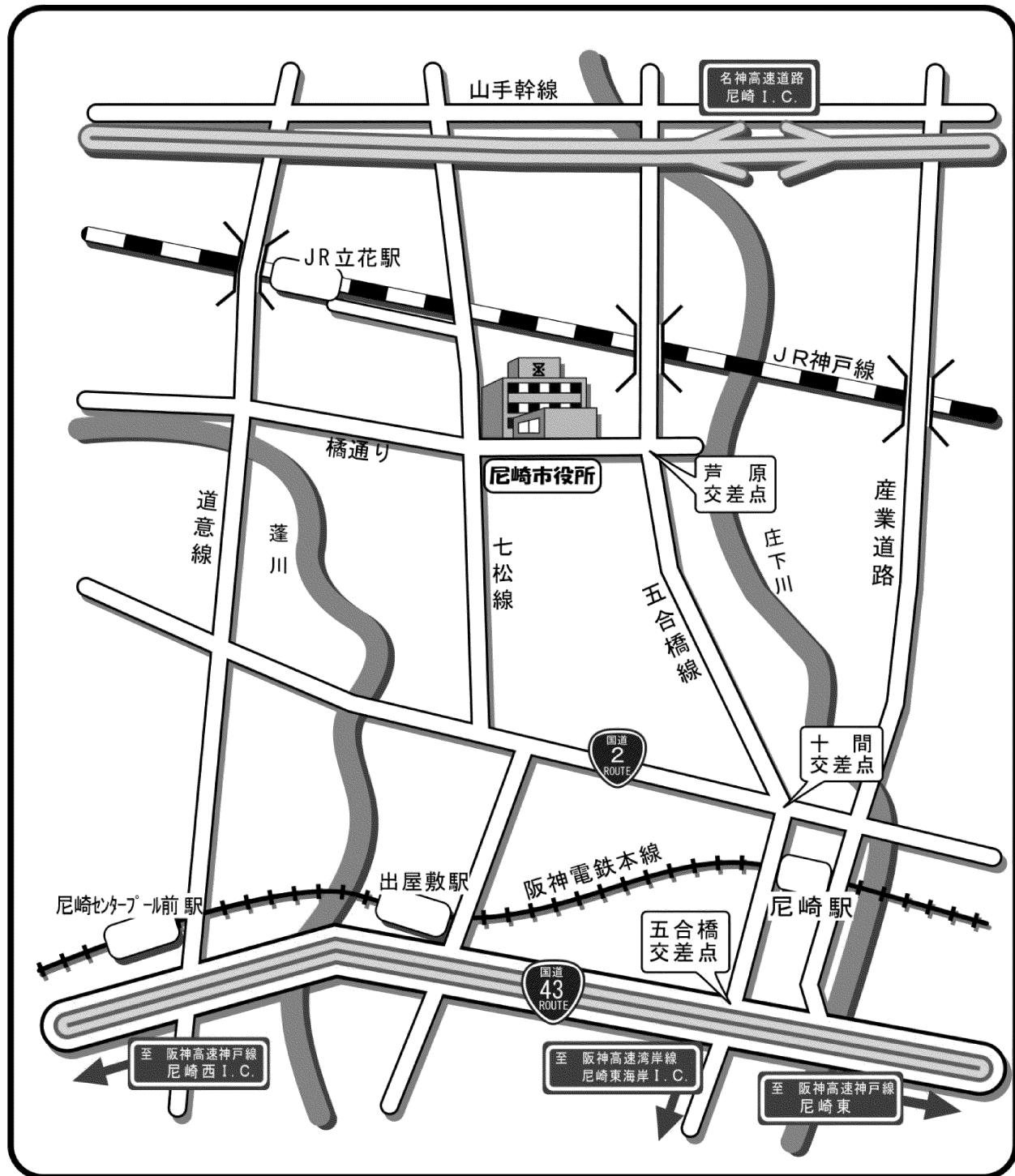
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	平成 年 月 日 第 号
※ 事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

尼崎市役所所在図



尼崎市役所までの交通機関

JRの場合 立花駅下車 徒歩 約15分(約700m)
市バス 約 5分

